

杉並区自転車活用推進計画の策定方針について

区はこれまで、「杉並区自転車利用総合計画」や「杉並区自転車ネットワーク計画」を策定し、自転車の利用環境の向上に取り組んできました。こうした中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持及び国民の健康増進等を目的として、平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、地方公共団体に対して、市区町村自転車活用推進計画を定める努力義務が課せられたところです。

このような状況を踏まえ、自転車活用の更なる推進を図るため、以下のとおり、「杉並区自転車活用推進計画」を策定することとしたので、報告します。

1 策定方針等

(1) 策定方針

- ・東京都自転車活用推進計画を勘案し、区の実情に応じた自転車活用の推進に関する施策を定めた計画とする。
- ・今後策定される杉並区地域公共交通計画や第11次杉並区交通安全計画等の関連する計画との整合性を図る。
- ・これまでの「杉並区自転車利用総合計画」及び「杉並区自転車ネットワーク計画」については、この計画に包含することとし、自転車活用に関する施策を総合的かつ一体的に推進する。

(2) 計画の位置付け

自転車活用推進法第11条に基づく市区町村自転車活用推進計画として、区の自転車活用に関する施策の最上位の計画に位置付ける。

(3) 計画期間

計画の始期は令和5年度とし、終期は新たな総合計画や東京都自転車活用推進計画との整合性を図るため、令和12年度とする。ただし、自転車に関する施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

2 策定に向けた進め方

杉並区自転車等駐車対策協議会等において意見聴取を行うほか、自転車活用に関する実態を把握するため、区民アンケート調査を実施する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年	12月以降	自転車活用に関する区民アンケート調査の実施
令和4年	11月	計画案策定、都市環境委員会へ報告
	12月	区民等の意見提出手続の実施
令和5年	2月	計画策定、都市環境委員会へ報告